

子障第1664号
平成26年9月30日

一般社団法人
沖縄県建築士事務所協会長 殿

沖縄県知事 仲井眞 弘多



沖縄県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正について（通知）

平素より、福祉のまちづくりの推進につきましては格段のご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、平成26年9月29日に沖縄県福祉のまちづくり条例施行規則（平成10年沖縄県規則4号）の一部を別添のとおり改正し、平成26年10月1日に施行する予定ですので、あらかじめ通知します。

今後の事務の取り扱いについて、ご理解とご協力をお願いいたします。

別添

- ・平成26年9月29日付け沖縄県公報（号外第27号）抜粋

沖縄県規則第47号「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則」

参考

- ・沖縄県福祉のまちづくり条例施行規則新旧対照表

担当：子ども生活福祉部障害福祉課

計画推進班 安里

TEL 098-866-2190 FAX 098-866-6916

E-mail: asatoy@pref. okinawa. lg. jp





県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（青少年・子ども家庭課）…………… 1

規 則

- 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（行政管理課）…………… 3
- 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（青少年・子ども家庭課）…………… 4
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（平和援護・男女参画課）…………… 11

告 示

- 児童福祉施設等補助金交付規程及び児童福祉事業等県費補助金交付規程の一部を改正する告示（青少年・子ども家庭課）…………… 11

訓 令

- 沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令（行政管理課）…………… 12
- 沖縄県母子福祉協力員設置規程及び沖縄県母子自立支援員設置規程の一部を改正する訓令（青少年・子ども家庭課）…………… 12
- 沖縄県中国残留邦人等帰国者支援相談員設置規程の一部を改正する訓令（平和援護・男女参画課）…………… 13

公布された条例のあらまし

- 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第46号）
 - 1 次に掲げる条例について、母子及び寡婦福祉法の改正に伴う規定の整備を行うこととした。＜第1条から第5条まで＞
 - (1) 沖縄県特別会計設置条例（別表第1関係）
 - (2) 沖縄県の事務処理の特例に関する条例（第2条関係）
 - (3) 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例（第9条関係）
 - (4) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（第44条及び第112条関係）
 - (5) 沖縄県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（第17条関係）
 - 2 この条例は、平成26年10月1日から施行することとした。＜附則＞

条 例

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成26年 9月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

「(第15条第3項において準用する場合を含む。)」を、「支援給付」の次に「及び配偶者支援金の支給」を加え、同欄第38号から第39号までの規定中「第14条第4項」の次に「(第15条第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄第40号中「第14条第4項」の次に「(第15条第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄第41号中「第14条第4項」の次に「(第15条第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄第41号の2中「第14条第4項」の次に「(第15条第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄第42号中「第14条第4項」の次に「(第15条第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄第43号中「中国残留邦人等支援法律」を「中国残留邦人等支援法」に改め、「第14条第4項」の次に「(第15条第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄第44号から第46号までの規定中「第14条第4項」の次に「(第15条第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄第47号中「第14条第4項」の次に「(第15条第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄第48号中「第14条第4項」の次に「(第15条第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄第49号中「第14条第4項」の次に「(第15条第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄第49号の2及び第50号中「第14条第4項」の次に「(第15条第3項において準用する場合を含む。)」を加え、「支援給付金品」の次に「及び配偶者支援金として支給を受けた金品」を加え、同欄第51号中「第14条第4項」の次に「(第15条第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成26年 9月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第47号

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(沖縄県使用料及び手数料条例施行規則の一部改正)

第1条 沖縄県使用料及び手数料条例施行規則(昭和47年沖縄県規則第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第16条」を「第25条(同法第34条において準用する場合を含む。)」に、「第17条」を「第26条(同法第34条において準用する場合を含む。)」に改める。

(母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第2条 母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和47年沖縄県規則第28号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則

目次中「第2章 母子福祉資金の貸付け(第2条—第19条)」を「第2章 母子福祉資金の貸付け(第2条—第19条)」に、「第3章」を「第4章」に、「第20条」を「第23条」に、「第22条」を「第25条」に、「第4章」を「第5章」に、「第23条」を「第26条」に改める。

第1条中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「第23条及び第38条」を「第23条(政令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。)」に、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「第13条第1項、第14条、第15条及び第32条第1項から第3項まで並びに政令第3条及び第32条」を削り、「母子福祉資金及び寡婦福祉資金」を「母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金」に改める。

第2条中「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に改め、「。以下「貸付申請書」という。」を削り、同条

償還金の支払猶予を希望する理由	
-----------------	--

に改める。

第23号様式及び第24号様式中「及び第22条」を「、第22条、第25条」に、「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に、「づけ」を「付け」に、「あつた」を「あった」に改める。

第25号様式中「及び第22条」を「、第22条、第25条」に、「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に、「(母子・寡婦)」を「(母子・父子・寡婦)」に改める。

第26号様式及び第27号様式中「及び第22条」を「、第22条、第25条」に、「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に、「づけ」を「付け」に、「あつた」を「あった」に改める。

第28号様式中「及び第22条」を「、第22条、第25条」に、「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に、「できなかつた」を「できなかった」に改める。

第29号様式中「及び第22条」を「、第22条、第25条」に、「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に、「づけ」を「付け」に、「あつた」を「あった」に改める。

第30号様式中「及び第22条」を「、第22条、第25条」に、「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に、「づけ」を「付け」に改める。

第31号様式及び第31号様式の2中「及び第22条」を「、第22条、第25条」に、「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に改める。

第32号様式中「及び第22条」を「、第22条、第25条」に、「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に、「貸付休止決定書」を「貸付休止・減額決定通知書」に改め、「貸付けを休止」の次に「又は減額」を加える。

第33号様式及び第34号様式中「及び第22条」を「、第22条、第25条」に、「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に改める。

第35号様式中「及び第22条」を「、第22条、第25条」に、「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に、「なつた」を「なった」に改める。

(沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部改正)

第3条 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則(昭和47年沖縄県規則第111号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に、「沖縄県母子福祉協力員」を「沖縄県母子・父子福祉協力員」に改める。

(沖縄県行政組織規則の一部改正)

第4条 沖縄県行政組織規則(昭和49年沖縄県規則第18号)を次のように改正する。

第47条第2号中「母(父)子及び寡婦」を「母子及び父子並びに寡婦」に改め、同条第6号中「母子福祉資金及び寡婦福祉資金」を「母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金」に改め、同条第7号中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同条第17号中「児童福祉、母(父)子、寡婦福祉及び」を「児童、母子、父子及び寡婦の福祉並びに」に改める。

第135条第17号中「母子及び寡婦」を「母子及び父子並びに寡婦」に改める。

(沖縄県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第5条 沖縄県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則(平成5年沖縄県規則第48号)を次のように改正する。

別表の1の(18)中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子相談員」を「母子・父子自立支援員」に改め、同表の1の(20)中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉センター」を「母子・父子福祉センター」に、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に、「母子の」を「母子及び父子の」に改める。

(沖縄県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第6条 沖縄県福祉のまちづくり条例施行規則(平成10年沖縄県規則第4号)を次のように改正する。

別表第1建築物の部1の項(7)中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

別表第2の1の表5の項整備基準の欄(3)及び同表19の項整備基準の欄(1)中「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

第2号様式(その1)中

「	(3) 床面積が2,000㎡を超える生活関連施設又は母子福祉施設、市役所、町村役場、福祉保健所、市町村保健センターその他これに類する施設若しくは公衆便所に設けた多数の者が利用する便所であるか。 (適用除外) ・母子福祉施設を除く社会福祉施設 ・市町村庁舎、福祉保健所、市町村保健センターを除く官公庁舎 ・学校等、自動車車庫、遊技場、共同住宅等、事務所及び工場	該当	非	
	ア 乳幼児用のいすを設けているか	適	否	
	イ 乳幼児用ベッドを設けているか	適	否	

を

「	(3) 床面積が2,000㎡を超える生活関連施設又は母子福祉施設、市役所、町村役場、福祉保健所、市町村保健センターその他これに類する施設若しくは公衆便所に設けた多数の者が利用する便所であるか。 (適用除外) ・母子・父子福祉施設を除く社会福祉施設 ・市町村庁舎、福祉保健所、市町村保健センターを除く官公庁舎 ・学校等、自動車車庫、遊技場、共同住宅等、事務所及び工場	該当	非	
	ア 乳幼児用のいすを設けているか	適	否	
	イ 乳幼児用ベッドを設けているか	適	否	

に、

19 授乳場所	(1) 医療施設、教育文化施設(学校等を除く。)、集会場等若しくは物販店で床面積の合計が2,000㎡以上のもの又は母子福祉施設、市役所、町村役場、福祉保健所、市町村保健センターその他これらに類するものである場合、授乳場所を設置し、乳幼児用のいす、乳幼児用ベッドその他の設備を設けているか。	適	否	
---------	--	---	---	--

を

19 授乳場所	(1) 医療施設、教育文化施設(学校等を除く。)、集会場等若しくは物販店で床面積の合計が2,000㎡以上のもの又は母子・父子福祉施設、市役所、町村役場、福祉保健所、市町村保健センターその他これらに類するものである場合、授乳場所を設置し、乳幼児用のいす、乳幼児用ベッドその他の設備を設けているか	適	否	
---------	--	---	---	--

に改める。

(沖縄県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)
第7条 沖縄県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年沖縄県規則第73号)を次のように改正する。

第2条の表1の項左欄中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同項右欄中「母子及び寡婦福祉法施行細則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則」に改め、同欄(1)中「第2条に規定する貸付申請書」の次に「(同条各号に掲げる書類を含む。)」を加え、同欄(2)から(5)ま

新旧対照表

沖縄県福祉のまちづくり条例施行規則（平成10年2月3日規則4号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>（生活関連施設）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（特定生活関連施設）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>（整備基準）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>（適合証の交付の請求）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>（事前協議）</p> <p>第7条 （略）</p>	<p>（生活関連施設）</p> <p>第2条 条例第2条第2号に規定する規則で定める生活関連施設は、別表第1の左欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる施設とする。</p> <p>（特定生活関連施設）</p> <p>第3条 条例第2条第3号に規定する規則で定める特定生活関連施設は、別表第1の中欄に掲げる施設のうち、同表の右欄に掲げるものとする。</p> <p>（整備基準）</p> <p>第5条 条例第14条第1項に規定する規則で定める整備基準は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ別表第2のとおりとする。</p> <p>（適合証の交付の請求）</p> <p>第6条 条例第18条第1項の規定による適合証の交付の請求は、適合証交付請求書（第1号様式）に、整備項目表（第2号様式）及び別表第3の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる図書を添付して行わなければならない。ただし、条例第20条の規定による協議を行った者の請求については、添付図書を省略することができる。</p> <p>（事前協議）</p> <p>第7条 条例第20条第1項の規定による協議は、特定生活関連施設新築等事前（変更）協議書（第3号様式）に、整備項目表（第2号様式）及び別表第3の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる図書を添付して特定生活関連施設の新築等の工事に着手する日の30日前までに行わなければならない。ただし、条例第20条第2項の規定による計画の変更の場合にあっては、特定生活関連施設新築等事前（変更）協議書（第3号様式）に、当該変更に係る図書を添付して当該変更に係る行為に着手する日の30日前までに行わなければならない。</p>

(適合状況の報告)

第12条 (略)

別表第1 (第2条、第3条、第5条関係)

区分	生活関連施設	特定生活 関連施設
建築物	1 社会福祉施設 (略) (7) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u> (昭和39年法律第129号) <u>第39条第2項</u> に規定する <u>母子・父子福祉施設</u> (略)	すべてのもの

別表第2 (第5条関係)

1 建築物 (2に掲げるものを除く。)に関する整備基準

整備項目	整備基準
1～4	(略)
5 便所	(3) 生活関連施設 (社会福祉施設、官公庁舎のうち市役所、町村役場、福祉保健所、市町村保健センターその他これらに類する施設、学校等、自動車車庫、劇場等のうち遊技場、公衆便所、共同住宅等、事務所及び工場を除く。)で床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの又は社会福祉施設のうち <u>母子・父子福祉施設</u> 、官公庁舎のうち市役所、町村役場、福祉保健所、市町村保健センターその他これらに類する施設若しくは公衆便所に多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上 (男子用及び女子用の

(適合状況の報告)

第12条 条例第27条第1項の報告は、既存特定生活関連施設適合状況報告書 (第6号様式) に、整備項目表 (第2号様式) 及び別表第3の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる図書を添付して行わなければならない。

別表第1 (第2条、第3条、第5条関係)

区分	生活関連施設	特定生活 関連施設
建築物	1 社会福祉施設 (略) (7) <u>母子及び寡婦福祉法</u> (昭和39年法律第129号) <u>第39条第1項</u> に規定する <u>母子福祉施設</u> (略)	すべてのもの

別表第2 (第5条関係)

1 建築物 (2に掲げるものを除く。)に関する整備基準

整備項目	整備基準
1～4	(略)
5 便所	(3) 生活関連施設 (社会福祉施設、官公庁舎のうち市役所、町村役場、福祉保健所、市町村保健センターその他これらに類する施設、学校等、自動車車庫、劇場等のうち遊技場、公衆便所、共同住宅等、事務所及び工場を除く。)で床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの又は社会福祉施設のうち <u>母子福祉施設</u> 、官公庁舎のうち市役所、町村役場、福祉保健所、市町村保健センターその他これらに類する施設若しくは公衆便所に多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上 (男子用及び女子用の区別があるときは、それぞ

区別があるときは、それぞれ1以上)の便房は、次に定める構造とすること。

ア 乳幼児を安全に座らせることができるいす(以下「乳幼児用のいす」という。)を設けること。

イ 乳幼児のおむつ替えができる設備(以下「乳幼児用ベッド」という。)を設けること。ただし、他におむつ替えができる場所を設ける場合は、この限りでない。

(略)

6～18

(略)

19 授乳場所

(1) 医療施設、教育文化施設(学校等を除く。)、集会場等若しくは物販店で床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの又は社会福祉施設のうち母子・父子福祉施設若しくは官公庁舎のうち市役所、町村役場、福祉保健所、市町村保健センターその他これらに類するものにあつては、授乳場所を設置し、乳幼児用のいす、乳幼児用ベッドその他の設備を設けること。

(2) 授乳場所の付近には、その旨を表示した標識を掲示すること。

20～23

(略)

2～5 (略)

第2号様式(その1) (第6条、第7条、第12条関係)

整備項目表(建築物)

施設の種類	施設の種類	主要用途		
施設の種類	施設の種類	階数	地上階・地下階	
階別	階別用途(具体的用途)	新築等の部分の床面積	既存部分の床面積	床面積の合計
(階)		m ²	m ²	m ²

れ1以上)の便房は、次に定める構造とすること。

ア 乳幼児を安全に座らせることができるいす(以下「乳幼児用のいす」という。)を設けること。

イ 乳幼児のおむつ替えができる設備(以下「乳幼児用ベッド」という。)を設けること。ただし、他におむつ替えができる場所を設ける場合は、この限りでない。

(略)

6～18

(略)

19 授乳場所

(1) 医療施設、教育文化施設(学校等を除く。)、集会場等若しくは物販店で床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの又は社会福祉施設のうち母子福祉施設若しくは官公庁舎のうち市役所、町村役場、福祉保健所、市町村保健センターその他これらに類するものにあつては、授乳場所を設置し、乳幼児用のいす、乳幼児用ベッドその他の設備を設けること。

(2) 授乳場所の付近には、その旨を表示した標識を掲示すること。

20～23

(略)

2～5 (略)

第2号様式(その1) (第6条、第7条、第12条関係)

整備項目表(建築物)

施設の種類	施設の種類	主要用途		
施設の種類	施設の種類	階数	地上階・地下階	
階別	階別用途(具体的用途)	新築等の部分の床面積	既存部分の床面積	床面積の合計
(階)		m ²	m ²	m ²

(階)		m ²	m ²	m ²
(階)		m ²	m ²	m ²
(階)		m ²	m ²	m ²
(階)		m ²	m ²	m ²
(階)		m ²	m ²	m ²
(階)		m ²	m ²	m ²
(階)		m ²	m ²	m ²
(階)		m ²	m ²	m ²
(階)		m ²	m ²	m ²
(階)		m ²	m ²	m ²
合計		m ²	m ²	m ²

(階)		m ²	m ²	m ²
(階)		m ²	m ²	m ²
(階)		m ²	m ²	m ²
(階)		m ²	m ²	m ²
(階)		m ²	m ²	m ²
(階)		m ²	m ²	m ²
(階)		m ²	m ²	m ²
(階)		m ²	m ²	m ²
(階)		m ²	m ²	m ²
(階)		m ²	m ²	m ²
合計		m ²	m ²	m ²

				※
1～4	(略)			
5 便所	(1) 多数の者が利用する便所であるか	該当	非	
	ア 車いす使用者用便房の構造			
	(イ) 腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置しているか	適	否	
	(ロ) 車いす使用者が円滑に利用することができる十分な空間を確保しているか(1,000㎡未満の建築物にあっては、車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保しているか)	適	否	
	イ 車いす使用者用便房を設けた便所又はその付近に車いす使用者用便房を設けた旨を表示した標識を掲示しているか	適	否	
(2) 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合に、床置き式の小便器その他これに類する小便器で両側に手すりが適切に配置されたものを設けているか	適	否		
(3) 床面積が2,000㎡を超える生活関連施設又は母子福祉施設、市役所、町村役場、福祉保健所、市町村保健セン	該当	非		

				※
1～4	(略)			
5 便所	(1) 多数の者が利用する便所であるか	該当	非	
	ア 車いす使用者用便房の構造			
	(イ) 腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置しているか	適	否	
	(ロ) 車いす使用者が円滑に利用することができる十分な空間を確保しているか(1,000㎡未満の建築物にあっては、車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保しているか)	適	否	
	イ 車いす使用者用便房を設けた便所又はその付近に車いす使用者用便房を設けた旨を表示した標識を掲示しているか	適	否	
(2) 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合に、床置き式の小便器その他これに類する小便器で両側に手すりが適切に配置されたものを設けているか	適	否		
(3) 床面積が2,000㎡を超える生活関連施設又は母子福祉施設、市役所、町村役場、福祉保健所、市町村保健セン	該当	非		

	ターその他これに類する施設若しくは公衆便所に設けた多数の者が利用する便所であるか (適用除外) ・母子・父子福祉施設を除く社会福祉施設 ・市町村庁舎、福祉保健所、市町村保健センターを除く官公庁舎 ・学校等、自動車車庫、遊技場、共同住宅等、事務所及び工場			
	ア 乳幼児用のいすを設けているか	適	否	
	イ 乳幼児用のベッドを設けているか	適	否	
	(4) 床面積が2,000㎡を超える児童厚生施設、老人福祉施設、障害者福祉センターその他これらに類するもの、医療施設、官公庁舎、特別支援学校、図書館等、公民館、集会場等、公益事業の店舗、銀行等の店舗、物販店、飲食店、サービス業の店舗、公共交通機関の施設、ホテル等、スポーツ施設、劇場等、展示場若しくは公衆浴場又は公衆便所に設けた多数の者が利用する便所であるか	該当	非	
	・人工肛門等使用者の利用に配慮した設備を設けているか	適	否	
	(5) (3)及び(4)の設備を設けた便房若しくは便所の出入口又はその付近に、当該設備がある旨を表示した標識を掲示しているか	適	否	
6～18	(略)			
19 授乳場所	(1) 医療施設、教育文化施設(学校等を除く。)、集会場等若しくは物販店で床面積の合計が2,000㎡以上のもの又は母子・父子福祉施設、市役所、町村役場、福祉保健所、市町村保健センターその他これらに類するものである場合、授乳場所を設置し、乳幼児用のいす、乳幼児用ベッドその他の設備を設けているか	適	否	

	ターその他これに類する施設若しくは公衆便所に設けた多数の者が利用する便所であるか (適用除外) ・母子福祉施設を除く社会福祉施設 ・市町村庁舎、福祉保健所、市町村保健センターを除く官公庁舎 ・学校等、自動車車庫、遊技場、共同住宅等、事務所及び工場			
	ア 乳幼児用のいすを設けているか	適	否	
	イ 乳幼児用のベッドを設けているか	適	否	
	(4) 床面積が2,000㎡を超える児童厚生施設、老人福祉施設、障害者福祉センターその他これらに類するもの、医療施設、官公庁舎、特別支援学校、図書館等、公民館、集会場等、公益事業の店舗、銀行等の店舗、物販店、飲食店、サービス業の店舗、公共交通機関の施設、ホテル等、スポーツ施設、劇場等、展示場若しくは公衆浴場又は公衆便所に設けた多数の者が利用する便所であるか	該当	非	
	・人工肛門等使用者の利用に配慮した設備を設けているか	適	否	
	(5) (3)及び(4)の設備を設けた便房若しくは便所の出入口又はその付近に、当該設備がある旨を表示した標識を掲示しているか	適	否	
6～18	(略)			
19 授乳場所	(1) 医療施設、教育文化施設(学校等を除く。)、集会場等若しくは物販店で床面積の合計が2,000㎡以上のもの又は母子福祉施設、市役所、町村役場、福祉保健所、市町村保健センターその他これらに類するものである場合、授乳場所を設置し、乳幼児用のいす、乳幼児用ベッドその他の設備を設けているか	適	否	

	(2) 授乳場所の付近に、その旨を表示した標識を掲示しているか	適	否	
20~22	(略)			

- 備考 1 各項目について、該当するものを○で囲んでください。
 2 ※印欄は、記入しないでください。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

	(2) 授乳場所の付近に、その旨を表示した標識を掲示しているか	適	否	
20~22	(略)			

- 備考 1 各項目について、該当するものを○で囲んでください。
 2 ※印欄は、記入しないでください。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。